

香川県の「まん延防止等重点措置」の適用を受けて

丸亀市民の皆さまには、日頃から新型コロナウイルスの感染対策に多大なご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、オミクロン株を含めた新規感染者数が急激に拡大していることを受け、丸亀市は、1月21日から2月13日まで、まん延防止等重点措置区域の適用を受けました。

香川県知事から、飲食店の時短営業等をはじめ、市民の皆さまには感染対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出の自粛、不要不急の都道府県をまたぐ移動を極力抑えるよう要請がされております。

感染力の非常に高いオミクロン株が、今後さらに拡大することで、医療がひっ迫し、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常医療にも大きな影響が生じるおそれも否定できません。

市民の皆様には、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」、「換気」など、引き続き最大限の感染防止対策を改めてお願いいたします。

また、新型コロナワクチンの3回目の接種につきましても、国が接種間隔を変更したことにより、前倒しして本市でも当初より早く接種できるよう準備しています。

市民の皆さまにおかれましては、非常に感染力の強いオミクロン株への対策として、できるだけ早くワクチン接種をしていただけますよう、接種券が届きましたら速やかに接種のご予約をお願いいたします。

なお、本日の市議会において本市の補正予算をご議決いただき、丸亀市独自のコロナ対策といたしまして、18歳以下の児童を養育する方のうち、所得制限により国の子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならなかった世帯に対し、対象児童一人当たり10万円を2月中旬頃より支給させていただきます。

また、外食産業の需要の減少などの影響によりコメ農家は非常に厳しい状況でございますが、今年も頑張ってお米を作っていただきたいという思いから、令和3年産主食用米の作付け10アール当たり1万円の臨時的補助金の給付により、ご支援をさせていただきます。コロナ禍でお困りの皆さまの一助となればと願っています。

令和4年1月21日

丸亀市長 松永 恭二